

財政省
税関総局

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

No.2848/TCHQ-GSQL
医療用マスクの輸出手続きについて

ハノイ, 2020年4月29日

宛先：各省・市の税関当局

2020年4月29日付 COVID-19 予防及び対抗段階における医療用マスクの輸出に関する政府決議 No.60/NQ-CP を実施するため、税関総局は、以下の指導をする：

1. 一般マスク及び医療用マスクの輸出は、関税法及び実施ガイダンス文書に従って実施することとなり、関税申告者は、輸出許可証を提出する必要はない。各税関当局は、関税に関する法律を厳守し、企業が輸出できるため、純利な環境を創出する。

2. 本通達に規定される内容は、2020年2月28日付 COVID-19 予防及び対抗段階における医療用マスクの輸出許可制度の適用に関する政府決議 No.20/NQ-CP の実施を案内するこれまでの税関総局の通達（文書）を代替するものとなる。

各税関当局が承知し、実施するため、税関総局は通知する。

税関総局長代理
総局次長

マイ・スアン・タン

送り先
上記のとおり
首相府（報告用）
商工省（報告用）
ヴー・ティ・マイ副大臣（報告用）
総局長（報告用）
各総局次長（指導用）
税関総局の各関係局（協力用）
関税ウェブサイト（公表用）
財政省ウェブサイト（公表用）
保管用

（注）法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。